

住宅改修理由書作成手数料の支給に関する取扱い

令和4年12月作成

令和6年3月改訂

1. 事業概要

居宅介護支援または介護予防支援を受けていない要介護者・要支援者に対し、介護支援専門員等の介護保険住宅改修について十分な専門性があると認められる者が住宅改修費の申請に係る理由書を作成した場合、申請に基づき、その作成手数料を支給します。

2. 支給対象者の要件

必ず下記の全ての条件に当てはまるか確認をお願いします。

- ① 住宅改修支援業務（理由書作成）を行う者が以下のいずれかであること。
 - ・ 介護支援専門員
 - ・ 地域包括支援センターの職員（保健師、社会福祉士、看護師または高齢者福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事に限る）
 - ・ 作業療法士
 - ・ 福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有する者
 - ・ その他これらに準ずる資格を有する者として市長が認める者
- ② 住宅改修支援業務（理由書作成）を行った月及び住宅改修日の属する月において、当該被保険者が居宅介護支援等の提供を受けていないこと。
- ③ 住宅改修支援業務を行った住宅改修について、住宅改修費支給申請（事後申請）が行われていること。
- ④ 住宅改修の施工を請け負った事業者等に、住宅改修支援業務を行った介護支援専門員等が属していないこと。
⇒住宅改修の施工業者と居宅介護支援事業者等を併設している事業者の取扱いについて（Q&AのNo.4）

3. 支給金額

1件につき、2,200円（消費税を含む）

※請求書を受理してから30日以内に手数料を支給します。

4. 必要書類

- ・ 請求書（様式第1号）
- ・ 実績報告書（様式第2号）
- ・ 作成者（指定居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員及び指定介護予防支援事業所の職員を除く。）の資格を証明する書類
- ・ 理由書の写し

5. 申請方法

工事完了後、住宅改修費の支給申請を申請した月ごとに集計し、その翌月 20 日までに提出してください。また、理由書作成担当者ごとの個別の提出とならないようご注意ください。

※ただし、予算執行の都合により 3 月分の請求は 3 月 31 日までに提出してください。間に合わない場合は事前に連絡をお願いします。

6. Q & A

No.	質問	回答	備考欄
1	住宅改修が必要な理由書を作成することができる資格にはどのようなものがあるか。	磐田市では、理由書作成業務は、居宅介護（予防）サービス計画作成にかかる契約を結んだ居宅介護支援事業所の担当のケアマネジャーが行うこととしています。 なお、住宅改修以外のサービス利用がない被保険者の理由書については、以下の資格を持つ者が作成可能です。 ・介護支援専門員 ・地域包括支援センターの担当職員 ・作業療法士 ・福祉住環境コーディネーター検定試験 2 級以上 ただし、上記有資格者が作成しても、「支給対象者の要件」を満たさない場合は、理由書作成手数料の支給はできません。	
2	月の初め（4 月 1 日）に介護支援専門員等が「住宅改修が必要な理由書」を作成し住宅改修を行った場合について、4 月 20 日に住宅改修の工事が完了し、4 月 21 日に住宅改修事後申請を行ったが、その後、利用者の身体状況が急変したため、理由書作成者が所属する事業者が居宅サービス計画作成依頼届を提出し、4 月分の居宅介護支援費を請求することになった。 この場合、理由書作成手数料を請求することはできるか。	住宅改修日の属する月において、当該被保険者が居宅介護支援等の提供を受けたことになり、理由書作成手数料を請求することはできません。	
3	住宅改修を行ったが、住宅改修費が全く支給されなかった場合、理由書作成手数料を請求することはできるか。	住宅改修費が全く支給されなかった場合、理由書作成手数料の支給対象はならないため、請求できません。 また、仮に事前申請後、住宅改修着工前に	

		被保険者が亡くなった場合については、住宅改修費そのものが支給されないので、理由書作成手数料も支給されません。	
4	介護支援専門員等が属する居宅介護支援事業と住宅改修施工の事業を併設している事業所は、理由書作成手数料を請求することはできるか。	各事業を同一事業所名・事業所番号で運営している場合であっても、それぞれの職員が従事する事業が別々であれば、請求可能となります。 (介護支援専門員等が住宅改修施工事業にも従事している場合は、支給されません。)	
5	理由書を作成した事業所が居宅介護支援事業者と異なる場合、理由書作成手数料を請求することはできるか。	居宅介護支援の提供を受けている場合は、請求できません。	

7. 申請窓口・お問合せ先

磐田市高齢者支援課事業給付グループ

〒438-0077 磐田市国府台5-7番地7 iプラザ3階

TEL : 0538-37-4869 FAX : 0538-37-6495

